令和６年度アプリを活用した脱炭素行動促進事業仕様書

１．事業名

アプリを活用した脱炭素行動促進事業

２．目的及び事業概要

脱炭素社会を実現するためには、あらゆる府民の脱炭素行動が必要となってくるが、CO₂は目に見えず、また1人ひとりの行動による効果は小さいため実感が得にくいことが、府民の脱炭素行動が広がらない一因となっている。府では、万博のレガシーとして、カーボンフットプリント（CFP）の本格普及を目指しているが、その実現には、多くの府民が脱炭素を「じぶんごと」として捉えてもらうことが必要不可欠である。

また、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）は、「EXPOグリーンチャレンジ（以下「GC」という。）」※１として広く国民の脱炭素行動を促進し、その削減効果を可視化することを計画しており、開催地である大阪府でもより多くの府民に脱炭素行動を実行してもらう必要がある。

さらに、民間主導の動きとしても、環境行動等を活用した個人ユーザー向け脱炭素化支援アプリを活用した行動変容の取組みが広がっている。特に、万博に関連したものとしては、脱炭素行動の促進・可視化を行う民間アプリ「SPOBY」を用いて、万博開催前の１年間で、多くの企業が従業員等に脱炭素行動を促すことを通じて、GCに貢献しようというプロジェクト「脱炭素エキデン365」※２が発足した例もある。

本事業では、GCを契機として、府民の脱炭素行動へのシフトを大きく後押しするレガシーとするため、博覧会協会が運用する「EXPOグリーンチャレンジアプリ」だけでなく、GCに賛同する民間アプリも含め、削減目標を掲げてオール府民で達成を目指すキャンペーンを実施するとともに、BIツールを活用してダッシュボードを構築し、その進捗を可視化する。

※１　EXPOグリーンチャレンジ（GC）

　公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会が呼びかける万博会期前から、“万博をきっかけ”とした様々な温暖化防止の取組み。2024年からは「EXPOグリーンチャレンジアプリ」に登録した個人ユーザーの皆さまの温室効果ガス削減努力の実績を積み上げていく取組み。まずは、大阪・関西万博の来場者が大阪府内で移動する際に排出するとされる温室効果ガス（5.7万トン程度）と同等の削減を目標として温暖化防止の取組みを促す。

（参考）2025年大阪・関西万博 EXPOグリーンチャレンジ 公式サイト

https://expo2025-greenchallenge.com/

※２　脱炭素エキデン365

アプリ「SPOBY」を使用して、大阪・関西万博開幕1年前の2024年4月1４日から2025年４月13日までの期間、在阪中心に数百社程度の脱炭素に貢献する民間企業と連携して一人ひとりの行動変容によるCO2排出抑制に取り組み、その貢献量を見える化し、EXPOグリーンチャレンジの達成に寄与するプロジェクト。

（参考）「脱炭素エキデン365」公式サイト　https://deco-ekiden.jp/

３．契約期間

契約締結の日から令和７年３月31日（月）まで

４．委託上限額

45,600,000円（税込）

※本事業を実施するすべての経費を含む。

５．事業内容

本事業で実施する業務は、次の（１）および（２）とする。

本事業は、協会が実施するGCに貢献するものであり、民間アプリによる取組みも含めてGCの成果を最大化し、より大きなキャンペーンとすることで府域の万博への機運を醸成するとともに府民の脱炭素化に繋げるものであることから、事業の実施にあたっては、GCの趣旨・内容を理解することともに、発注者である大阪府だけでなく、協会やエキデン365関係企業、関係機関との連携・調整を十分に行うこと。

（１）アプリとダッシュボード連携による府域脱炭素行動の可視化

府が指定するアプリ（「EXPOグリーンチャレンジ公式アプリ」、「SPOBY」等を想定。以下、「指定アプリ」という。）と連携し、指定アプリから提供されるデータ（利用者属性や取組毎のCO₂削減量などを想定）やその他データ、情報等を１つの画面にまとめ、グラフ等で可視化できるようにしたダッシュボードを構築する。具体的な内容は、以下のとおりとする。

・指定アプリで収集しているデータを活用し、府民および事業者における脱炭素貢献の進捗状況や府域全体における脱炭素貢献の成果を表現するダッシュボードページを構築する。

・ダッシュボードを構築する際に使用するBIツールはTableauとし、構築したダッシュボードは、府スマートシティ戦略部が公表している「大阪府ダッシュボード」に掲載すること。構築に必要なライセンス取得等の費用は受託者において負担すること。

・ダッシュボードでは、アクション毎の参加人数や削減総量だけでなく、例えば居住地毎のランキングや属性別の状況等を掲載することで、府民が関心を持ちさらなる行動を促すものとする。なお、ダッシュボードに掲載する項目及び表示形式は大阪府と十分に調整すること。

・指定アプリデータをダッシュボードに反映する間隔は、即時性を保つため、１日１回以上の更新とすること。（自動更新が望ましい）

・本ダッシュボードは、事業終了後も継続して府民の脱炭素行動を可視化するために利用することを想定しているので、指定アプリデータをダッシュボードに反映するデータ連携方式は大阪府と十分に調整し、府職員がライセンス費用以外の構築後の利用や保守にかかる費用なく運用できる形式・手法を選択するとともに、運用マニュアル等を整備すること。

※指定アプリ及び提供されるデータの種類・形式については別紙にまとめる。

※上記検討にあたっては、将来的に連携するアプリが追加される可能性も考慮すること。

（提案を求める内容）

1. 指定アプリとダッシュボードページのデータ連携方式を具体的に提案すること。
2. 府民にわかりやすいダッシュボードのページ構成や項目、表示形式がわかるイメージのサンプルを提案すること。

（２）企業・大学等と連携した府民向けキャンペーンの実施

　　GCや「脱炭素エキデン365」の取組みとも連携し、多くの府民が、指定アプリの利用を通じた脱炭素行動を日常的に実践するための利用促進キャンペーンを実施する。

キャンペーンの対象はすべての府民であるが、特に近い将来、社会経済活動の中心となるZ世代※３を主なターゲット層（本事業では、自らアプリを利用して参加・行動する府民を対象と想定）として訴求することとし、「脱炭素エキデン365」に参画する企業や大学等と連携して、広く府民に波及するようなものとする。

具体的な内容は、以下のとおりとする。

※３　Z世代

厳密な定義は明確ではないが、一般的には1990年代中頃から2010年代前半頃に生まれた世代で、年齢としては10代～20代前半頃の若者を指す。

ア　府民向け情報発信ツールの構築

　・Z世代を中心に多くの府民に親しみを持って参加してもらえるようキャンペーン名称、発信コンセプト等を設定し、SNS等ソーシャルメディアを活用し、通年で継続的に発信すること。

・指定アプリやキャンペーンの紹介、（１）で構築したダッシュボードのコンテンツ、イで実施するイベント等の情報を発信するWEBサイトを作成する。なお、WEBサイトの構成は大阪府と十分に調整すること。

　・指定アプリやキャンペーン等を発信するポスターを作成し、企業や大学、自治体や鉄道駅等の公共施設で掲示する他、デジタルデータを街中のサイネージに掲載するなど、多くの府民の目に触れるように工夫する。なお、ポスターはWEBサイトと連動したデザインとすること。

　・指定アプリやキャンペーン等を発信する動画を作成すること。なお、動画はWEBサイトに掲載する用（2分程度を想定）、SNSに掲載する用（30秒程度を想定）の2バージョン以上を作成すること。

　・指定アプリやキャンペーン等を発信するためのSNSアカウントを作成し、運用すること。なお、作成する媒体は、X（旧Twitter）、Instagram、LINEの3種類のほか、発信に必要と判断されるSNSとし、一方的に発信するだけでなく、投稿を募ってキャンペーンを盛り上げる仕掛けを盛り込む等、府民が楽しく参加し、より行動が促進されるものとすること。

（提案を求める内容）

1. Z世代を中心に多くの府民に親しみを持てるキャンペーン名称やコンセプト（テーマや見せ方等）を提案すること。
2. WEBサイトのページ構成等がわかるイメージのサンプルを提案すること。
3. ポスター、動画、SNSの構成や発信内容や発信手法を具体的に提案しているか。

イ　府民向け集客イベントの開催

・府民への指定アプリの利用促進を図るため、従業員の脱炭素貢献可視化に取り組む企業や若者が多く集まる大学等と連携し、各回のべ来場者１万人程度を想定した集客イベントを合計４回以上開催すること。

・イベントは多くの府民・企業が参加できる場所・会場を確保し、府や企業等が開催するイベント・キャンペーンと連携することで効率的な集客・効果的な訴求ができるよう工夫するとともに、オンライン配信等、来場できない府民に対しての発信も行うこと。

・イベントにおいては、協会等によるGCのPRブースの他、50以上の企業・団体PRブース、ステージ及びデジタルビジョン、指定アプリの利用実績により付与されるポイントに応じて提供する特典を受け取る引換所を備えること。

（特典等は、アプリ運営者等が企業協賛等で確保されるため本事業での確保は不要）

※イベントで出展する企業へのブース（電源確保含む）は無償で提供すること。

※来場者は入場無料とする。

・イベント企画にあたっては、環境配慮を重視する万博を契機とした事業であることを念頭に置き、具体的には大阪府エコイベント開催マニュアルに準じて実施すること。

大阪府エコイベント開催マニュアル<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/katsudo/ecoevent.html>

・イベントにおけるコンテンツとしては、体験型ワークショップやライブイベント等、足を運ぶ府民が脱炭素行動の意義や効果を楽しみながら学ぶことができるよう企画すること。

・来場者数を把握するとともに、脱炭素意識等についてアンケートをとること。アンケートの実施内容については、府と事前に協議すること。

・イベントの実施にあたっては、場所に応じた実施体制（自主警備、交通規制計画、会場設営及び搬入出計画等）を整備するとともに、関係機関の協議・調整を行うこと。

・イベントの内容については、最終的に、府と受託者が協議し決定すること。

・イベント実施にかかる関係機関との調整や近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）は、受託者により行うこと。

・施設の借用、設備・資機材設備・資機材の調達、会場の設営（運搬、組立、解体運搬、組立、解体を含む。）及び撤去並びに出演者演者の輸送手配及び謝金手等の支払いは、特に指示のない限り受託者が行うものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。

・業務実施に係る水光熱費や清掃費、ごみ処理などは受託者が負担すること。

・受託者はイベント保険（損害賠償保険等）に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント前日までに府に提出すること。

・受託者による会場の汚損及び損負傷、第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。

※GC及び「脱炭素エキデン365」における予定や、参加企業による協賛・協力内容（府民向け特典・活用可能なイベントスペース・連携可能なイベント等）については公募までに把握した情報について公募資料に掲載する他、説明会においても情報提供する。

（提案を求める内容）

1. イベント構成や開催場所、手法、コンテンツ、環境配慮等について具体的に提案すること。
2. イベント開催規模（集客人数等）及び周知・集客方法（パブリシティ調整、プレス対応等）について具体的に提案すること。
3. 開催場所や内容に合わせた実施体制（自主警備、交通規制計画、会場設営及び搬入出計画等）について提案すること。

６．業務進行予定の作成

上記５．（１）および（２）にかかる業務について、業務委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。事業全体のスケジュール及び上記５．（１）および（２）の業務ごとのスケジュールを表形式で示したものを作成し、業務実施計画書に添付すること。

７．本事業にかかる一般原則

（１）関係者との連絡・調整

本事業は、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業の実施に必要な関係者との調整は受託者において行うこと。

（２）物品等の購入について

事業に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針（令和４年９月改定）に適合するものとすること。

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>）

（３）著作権及び使用料について

上記５．（１）および（２）に含まれる著作権及び使用料等の費用については、すべて委託金額内に含むものとする。また、契約期間終了後に、大阪府がその保有する広報媒体等を活用して活動実績の公表等を行うにあたり、使用料等が別途発生しないようにすること。

（４）本事業にかかる個人情報保護義務

上記５．（１）および（２）の実施においては、事業者に関する情報など事業上知り得た個人情報を紛失し、又は事業に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講ずること。

（５）その他

・事業遂行にあたっては常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

・本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。

・事業内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。

・別途、大阪府が指定する会議等がある場合、出席すること。

８．再委託

再委託は原則禁止する。ただし、印刷物の作成等、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託を実施する場合は、以下に基づき、大阪府と協議し、承認を得ること。

（１）次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認する。

①　事業の主要な部分を再委託すること。

②　契約金額の相当部分を再委託すること。

③　競争入札における他の入札参加者に再委託すること。

④　随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

（２）承認する場合に付する条件

①　受注者は、事業の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

②　アの場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。

③　受注者は、再委託先に対して本事業の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。

④　受注者は、再委託先に対して、本事業の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度４月１日から起算して５年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。

⑤　再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。

⑥　受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。

⑦　再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

# ９．提出物

受注者は、契約書に定める提出物及び事業の成果品（WEBサイトで使用した素材やデータ含む）について、電子媒体（別紙電子媒体附則による）にて下表の通り提出するものとする。なお、提出部数は各１部とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **提出物** | **提出期限** | **提出先** |
| １ | 業務責任者及び個人情報の取扱いに係る作業責任者の設定・変更報告 | 設定・変更時 | 大阪府環境農林水産部　脱炭素・エネルギー政策課大阪市住之江区南港北１－１４－１６大阪府咲洲庁舎２２階電子メールアドレス：eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp |
| ２ | 業務実施計画書（Ａ４版） | 契約締結後14日以内 |
| ３ | 事業結果報告書（Ａ４版）（５で実施した事業結果を含む） | 事業完了後20日以内又は令和７年３月28日のいずれか早い日まで |
| ４ | その他、契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除 | 必要に応じて随時 |

# 10．留意事項

（１）物品等の購入について

業務に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針（http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html）に適合するものであること。

（２） 著作権及び使用料について

・「５．事業内容」に含まれる企画、データ等一切の著作権及び使用料等の費用についてはすべて委託金額内に含むものとする。

・本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28 条に定める権利を含む。）については、大阪府に帰属するものとする。また、本事業終了後においても大阪府がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18 条第１項、第19条第１項及び第20 条第１項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

・本事業による成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

・成果物については、大阪府及び大阪府から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。

・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

# 11．その他

仕様書及び要領に記載のない事項については、大阪府と受注者との間で協議して定めるものとする。

（別紙）指定アプリ及び提供されるデータの種類・形式について

【指定アプリについて】

対象とするアプリは、協会が自ら運営する「EXPOグリーンチャレンジアプリ」と、GCの趣旨に賛同し、協会から公認を得た民間アプリとして以下のとおり指定する。

○EXPOグリーンチャレンジアプリ

|  |  |
| --- | --- |
| 運営者 | 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（一般社団法人JAPANゼロカーボン・スマートシティ・ファウンデーションが協賛して運用） |
| 内容 | 大阪・関西万博が掲げる「EXPO 2025 グリーンビジョン」に記載の「EXPOグリーンチャレンジ」を具現化するため、運営参加（第5回）で募集を行った「個人の温室効果ガス削減量を可視化するアプリ」です。大阪・関西万博の持続可能な運営に向けて、2024年より本アプリに登録した個人ユーザーの皆さまの温室効果ガス削減努力の実績を積み上げていく取組み。 |
| アプリURL | https://expo2025-greenchallenge.com/ |

○SPOBY（スポビー）

|  |  |
| --- | --- |
| 運営者 | 株式会社スタジオスポビー |
| 内容 | 「SPOBY（スポビー）」は、ひとの移動で脱炭素を実現する唯一のアプリです。本来乗り物に乗って移動すべき距離間を歩行または自転車で移動した場合、乗り物によるCO2の排出を抑制できたと捉え、その数値を「脱炭素量」として可視化します。ユーザーには脱炭素量に応じてポイントが付与され、地域事業者（商店街各店舗）から提供される特典と交換が可能なため、市民が店舗に流れるという構造を生み出し、地域経済活性にも寄与します。「脱炭素」は国民にとってまだまだストイックな概念ですが、スマートフォンという誰もが使うツールを手段とすることで、カジュアルに脱炭素活動に取り組むことが可能です。SPOBYを通じて、簡単で無理なく国民の行動変容を後押しし、脱炭素に繋がる暮らしを目指します。（環境省「デコ活」HPより）https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/detail/incentive/225.html |
| アプリURL | https://spoby.jp/ |

【提供されるデータの種類・形式について】

・各アプリからは、ユーザー属性（性別・年代・居住市町村等）毎に、脱炭素アクション毎の削減量の期間集計値（前回データとの差分）及び全ユーザーの人数・総削減量が原則１日１回CSV形式で提供される。（アプリ事業者の都合により頻度が１週間程度となる可能性がある）



データの流れのイメージ

データの項目イメージ

|  |  |
| --- | --- |
| 属性名 | データ内容 |
| 性別 | 男・女・他 |
| 年齢 | 10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上 |
| 居住地・在勤在学地所属 | 府民（府外からの通勤・通学含む）：43市町村名企業：各企業名 |
| 取組内容 | 移動・テレワーク・廃油回収・マイボトル利用・・・ |

・アプリ事業者から提供される日次データは、ダッシュボードに1日1回以上反映され、同時に、府が管理する大阪府オープンデータカタログサイト及び大阪広域データ連携基盤（ORDEN）にオープンデータとしてアップロードされる。

　（参考）

大阪府オープンデータカタログサイト

　　　<https://odcs.bodik.jp/270008/>

大阪広域データ連携基盤（ORDEN）の利用について

　 <https://www.pref.osaka.lg.jp/tokku_suishin2/orden/orden_riyou.html>

（　別　紙　）電　子　媒　体　附　則

調査結果報告の電子媒体での提出（電子的提供）に関しては、以下による。

（１）Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

（２）使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章；Microsoft社Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

・画像；BMP形式又はJPEG形式

（３）以上の成果物の格納媒体は（DVD-R）等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び（DVD-R）等に必ずラベルにより付記すること。

（４）文字ポイント等、統一的な事項に関しては大阪府の担当者の指示に従うこと。